

H28.12.20版

資料7

7. 中部地方整備局コンプライアンス推進の強化

平成28年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画

平成28年3月22日

中部地方整備局コンプライアンス推進本部

はじめに

中部地方整備局では、平成24年9月に判明した「高知県内における入札談合事案」を受け、国土交通省全体として再発防止策に取り組む中、平成24年11月16日付けで、「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制に取り組んできており、職員一人ひとりが国家公務員法、国家公務員倫理規程、発注者綱紀保持規程等の関係法令を正しく理解した上で業務を適正に行うことを目的として、研修や講習など職場での啓発活動を繰り返し行ってきた。

また、近年の社会情勢の変化や諸課題に対応するため、事業者等を含む関係者との連携、協力体制が一層必要とされていることから、関係者との良好なコミュニケーションを図ることも求められており、様々な場面で国民の疑惑や不信を招かないよう、より一層コンプライアンスの推進を図る必要がある。

平成28年度においても、これまでの取り組みを継続しつつ、国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果たしていく意識を持ち続け、コンプライアンスを自分自身のこととして捉え行動できるよう、「平成28年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、以下の取組みを推進するものとする。

1. 職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持

職員がコンプライアンスに関する研修、講習会等を繰り返し受けられる体制を作り、コンプライアンス意識の醸成・堅持を図る。

(1) コンプライアンスミーティングの実施

コンプライアンスミーティングは、職員相互間で意見を出し合うことにより、コンプライアンス意識の醸成やコミュニケーションの強化を図る上で優れた手法であり、テーマの設定及び実施方法についてより理解が深まるよう工夫して実施する。

(2) 研修における講義の実施

中部地方整備局で実施する計画研修に、コンプライアンスに関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時のリスク等についての講義を実施する。

実施にあたっては、受講者の職域階層に合わせ、DVD視聴、グループ討議を活用し、効果の高いものとする。

(3) 発注者綱紀保持に関する講習会の実施

発注者綱紀保持について、適正業務管理官等による事務所単位での講習を実施する。

実施にあたっては、DVD視聴、グループ討議を活用し、効果の高いものとする。

また、公正取引委員会による、「官製談合の防止について」の講習会を引き続き事務所単位で開催し、幅広い知識の習得を図る。

(4) 公務員倫理保持に関する講習会の実施

国家公務員倫理法や倫理規程について、外部講師による講習会を本局で開催し、幅広い知識の習得を図る。

(5) e-ラーニングの実施

コンプライアンスに関する正しい知識と理解を深めるため、職員が自席においていつでも必要な知識を習得することができるe-ラーニングを実施する。

(6) ブロック会議等での講習の実施

国土交通大学校のコンプライアンス指導者養成研修を受講した職員(コンプライアンスインストラクター)により、ブロック単位等で開催される会議において、コンプライアンスの重要性についての講習を実施する。

また、年月の経過とともに違法性の認識が希薄とならないよう本局で開催される各種会議において、官製談合防止、発注者綱紀保持等コンプライアンス全般に関して、適正業務管理官による講習を行い、職員への注意喚起を行う。

(7) コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンス意識の啓発を促すため、不祥事事例などの情報を適宜事務所等に提供する。

(8) パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示

コンプライアンス意識の高揚と徹底を図るため、職員のパソコン画面にコンプライアンスメッセージを表示する。

(9) 本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーションの充実

本局幹部職員の事務所視察等において、事務所等職員とのコミュニケーションの充実を図る取組を継続して実施する。

また、適正業務管理官とブロック単位による事務所コンプライアンス推進室長等との会議を定期的に行い、取組状況や取組に当たったの問題点・課題等の把握や意見交換を実施する。

2. 事業者等との適切な対応

(1) 事業者等との応接ルールの周知・徹底

事業者等との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応することについて、引き続き周知・徹底を図る。

(2) 副所長室の相部屋化等

従前から実施してきた副所長室の相部屋化については、再発防止対策の趣旨に十分留意し、その取組を継続する。なお、予算措置の制約等から、直ちに実施することが困難な場合には、可視化を継続する。

3. 不正が発生しにくい入札契約手続きと情報管理の徹底

(1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、双方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る取組を引き続き実施する。

(2) 入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点漏洩の防止を図るとともに、予定価格の作成を入札書提出後に行うことで、予定価格漏洩の防止を図る取組を「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(本省通知)に基づき、一定の要件を満たす工事において引き続き実施する。

(3) 技術提案書等におけるマスキングの徹底

入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るため、業者から提出される技術資料等に記載された業者名のマスキングを徹底する。

(4) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの秘密情報に関する管理方法や管理責任者の指定等、発注事務に関する情報管理ルールの周知・徹底を図る取組を継続して実施する。また、秘密情報が含まれる文書の保管に当たり、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図る等情報管理の徹底に継続的に取り組む。

4. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

推進本部会議において、コンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取を行うなど、モニタリングを継続して実施するとともに、報告された内容を各事務所のコンプライアンス推進責任者と情報共有する。

また、前年度のコンプライアンスに関する取組みの結果について、ホームページで公表し、透明性の確保を引き続き実施する。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑制効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、引き続きホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る。

(3) 意識調査の実施

コンプライアンス意識及び取組に関して職員へのアンケート調査を実施し、取組の効果についての検証を行い、次年度の推進計画等に反映させることで、推進の取組強化を図る。

5. 報告制度の周知・徹底

(1) 不当な働きかけに対する報告の徹底

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、若しくは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合には、直属の上司及び発注者綱紀保持担当者を通じて局長へ報告すること等について、職員に周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

(2) コンプライアンス外部報告窓口の周知徹底

コンプライアンスに関する外部報告窓口について、窓口設置の趣旨が活かされるよう、職員に周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

6. 再発防止対策の周知

事業者団体との意見交換等の機会を通じて、再発防止対策の趣旨、内容及び中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組について周知し、理解を求める取組を継続して実施する。

7. 監査機能の充実

事務所におけるコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止の取組状況を重点監査事項に位置づけ、内部監査を実施する。

監査結果については、内容を十分精査のうえ、コンプライアンス推進の取組等へ適宜反映を行う。

8. コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、局長を本部長とする中部地方整備局コンプライアンス推進本部及び推進本部決定により、本局及び各事務所（管理所）に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス推進体制を継続する。

適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導・調整や関係機関との対外的な調整等を行う。

各ブロック（長野を除く）に置く建設専門官は、事務所毎、又はブロック単位で行うコンプライアンスの啓発・指導等にあたる。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を伺いながら、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組む。